

令和5年度

久留米市 空き家活用リフォーム助成事業補助金

空き家をリフォームして活用しましょう

最大 **30万円** 補助します



補助 基本額

対象工事費の50%に相当する額
(上限額は**30万円**)

対象 空き家

次の全てに該当する空き家

- ① 久留米市内にある戸建ての空き家
- ② 1年以上居住していない空き家

補助 対象者

次の①・②全てに該当する方

- ① 自らが居住する目的で、所有する「補助対象空き家」のリフォーム工事を行う方
 - ※ 3親等以内の親族が所有または居住する場合も対象
 - ※ 新たに居住、又は居住してから3月以内
 - ※ 売買契約成立後、前所有者がリフォーム工事を行う場合も対象
- ② 市税の滞納がない方

対象の 工事

次の全てに該当する工事

- ① 市内に本店・支店等の事業所を置く事業者、又は市内の個人事業者が施工する工事
- ② 対象工事に係る経費（消費税を除く）が10万円以上である工事
- ③ 補助金交付決定後に着工し、令和6年2月29日までに完了報告ができる工事
 - ※ 国や県、市の他の補助を受ける部分や、併用住宅の店舗部分の工事費は対象外

対象工事 …… 省エネ改修、バリアフリー改修、耐久性向上改修、間取りの変更

申請の 受付

受付開始：**令和5年4月14日（金）8:30**から

- ・ 補助要件等の確認を行うため、**申請される際は、事前相談をお願いします。**
- ・ 10件程度
- ・ 予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。



申請先
(お問合せ先)

久留米市 都市建設部 住宅政策課 (本庁舎13階)

〒830-8520 久留米市 城南町15-3

TEL : 0942-30-9139 FAX : 0942-30-9743

E-mail : housing@city.kurume.lg.jp

(事業内容や申請書類はホームページにも掲載しています)

市HPはこちら



事前相談から補助金交付まで

事前相談

補助の対象となるか確認いたしますので、交付申請の前に問合せ先まで事前相談をお願いします。

交付申請

書類審査

4週間程度

交付決定

工事着工

実績報告

書類審査・交付手続き

2ヶ月程度

補助金交付

※ 交付申請は必ず工事着工前に行ってください。

※ 既に居住している場合は、居住日から3ヶ月以内に申請してください。

【必要書類】

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・市税に滞納がないことの証明書（市内に住民登録を有する場合）
- ・不動産登記事項証明書等（3ヶ月以内に取得したもの）
- ・リフォームに係る見積書（工事内訳がわかるもの）の写し
- ・補助金算定表（第2号様式）
- ・リフォーム部分の施工前の写真
- ・リフォームを行う住宅の位置図
- ・委任状（第3号様式）※代理申請の場合のみ
- ・戸籍謄本（3親等以内の親族が所有または居住する場合のみ）
- ・世帯全員の住民票の写し（対象空き家に居住している場合のみ）
- ・売買契約書の写し（前所有者が申請者の場合のみ）
- ・1年以上空き家であることを示す書類（電気・水道・ガスの停止日閉栓日が確認できる書類等）
- ・その他参考となる書類

※ 工事完了後、速やかに実績報告を行ってください。

【必要書類】

- ・実績報告書（第9号様式）
- ・リフォームに係る領収書の写し
- ・リフォーム工事証明書（第10号様式）
- ・リフォーム部分の施行中及び施工後の写真
- ・補助金請求書（第12号様式）
- ・その他参考となる書類

【注意事項等】

- ・申請書、報告書は原本確認や聞き取り等を行いますので、申請窓口へご提出ください。（郵送、メール等は受け付けません）
- ・申請書に押す印鑑は認印で構いませんが、申請書、報告書、請求書はすべて同じ印鑑をお願いします。
- ・代理人により申請の場合は、委任状（第3号様式）が必要です。
- ・行政書士又は行政書士法人でない者が、業として報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法で禁止されています。

